

行橋市が発注する建設工事における技術者制度取扱要領の運用について

	平成 19 年 8 月 1 日
改正	平成 22 年 4 月 1 日
改正	平成 24 年 4 月 1 日
改正	平成 26 年 4 月 1 日
改正	平成 29 年 4 月 1 日
改正	平成 30 年 4 月 1 日
改正	平成 31 年 4 月 1 日
改正	令和 5 年 1 月 1 日
改正	令和 7 年 4 月 1 日
改正	令和 8 年 4 月 1 日

「行橋市が発注する建設工事における技術者制度取扱要領」の運用については、下記のとおりとします。

1. 営業所に置く専任の技術者

建設工事の適正な施工を図るためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事について、それぞれ専門の技術者を有することが必要です。さらに、建設業に関する営業の中心は、建設業者が有する各営業所にあることから、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに、当該営業所が許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、また、当該技術者は常時営業所に勤務していることが適当です。

一般建設業では、建設業法（以下「法」といいます。）第7条第2号に規定する資格・経験を持つ技術者が、特定建設業では、法第15条第2号に規定する資格・経験を持つ技術者が営業所に常勤し、専らその職務に従事していることが必要です。したがって、**当該営業所における専任技術者が工事現場における現場代理人や主任（監理）技術者として従事することはできません。**

（補足1）実務経験により専任技術者になる場合の「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上の全ての職務経験をいい、建設工事の発注にあたって、設計技術者として設計に従事した経験や現場監督技術者として監督に従事した経験等も含まれます。

（補足2）同一の営業所であれば、2つ以上の建設業における営業所の専任技術者を兼ねることができます。

（補足3）営業所専任技術者が、経營業務の管理責任者の要件を満たしていれば、これを兼ねることができます。

（補足4）ここで言う「営業所」とは、従たる営業所のみを指すものではなく、主たる営業所（本社や本店）を含むことに注意してください。

2. 工事現場における技術者

建設業の許可の際には、営業所に技術者を置くことが必要ですが、それは適切な営業のためであり、建設工事の適正な施工のためには、実際に施工している工事現場に、一定の資格経験を持つ技術者を置くことが必要です。

このため、**建設業法では、建設工事の施工の技術上の管理を行う主任技術者又は監理技術者を工事現場に置かなければならない**としています。

①主任技術者（法第 26 条第 1 項）

主任技術者とは、建設業者が請け負った工事を施工する場合に現場に配置する技術者で、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいいます。法第 7 条第 2 号（イ）、（ロ）又は（ハ）に該当することが求められます。

主任技術者は、建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工所用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

②監理技術者（法第 26 条第 2 項）

発注者から直接工事を請け負い、5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の下請契約をして工事を施工する場合に、建設業者が主任技術者にかえて設置する技術者をいいます。法第 15 条第 2 号（イ）、（ロ）又は（ハ）（指定建設業の場合は法第 15 条第 2 号（イ）又は（ハ））に該当することが求められます。

監理技術者には、主任技術者の職務に加え、下請負人の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な機能を果たすことが求められます。

（補足）指定建設業とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業の 7 業種をいいます。

●監理技術者の設置について

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行い、適正に技術者を設置する必要があります。

(1) 監理技術者の設置における考え方

建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し、適切な技術者を適正に配置する必要があります。

工事途中で施工管理をつかさどっている責任ある技術者を変更することは、適正な建設工事の施工の確保の観点からは好ましくありません。このため、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当する工事と判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければなりません。監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になりうる資格を有する技術者を設置しておくべきです。

また、適正な施工の確保の観点から、主任技術者、監理技術者の区分にかかわらず、工事の規模、難易度等によっては、下請契約の請負代金の額（下請契約の額）が小さくとも高度の技術力を持つ技術者が必要となるので、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合があります。発注者から直接工事を請け負った建設業者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要があります。

(2) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者の設置で十分であった工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上となるような場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければなりません。

なお、前述のとおり、工事施工途中における技術者の変更は望ましくないため、主任技術者の設置で足りるかどうかの判断が微妙な場合には、当初から監理技術者になりうる資格を持つ技術者を置くべきです。

●監理技術者資格者証制度（法第 26 条第 4 項、第 5 項）

国、地方公共団体等が発注者である「工作物に関する工事」に配置する監理技術者につ

いては、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた者が実施している講習を過去5年以内に受講した者のうちから選任しなければなりません。また、この選任された監理技術者は、発注者から監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の提示の請求があった場合には、資格者証等を提示しなければなりません。

監理技術者資格者証には、氏名、顔写真、交付年月日、有する監理技術者資格、建設業の種類、所属建設業社名等が記載されています。

公共工事に係る職務に従事している監理技術者には、発注者が、当該工事に必要な要件を配置されている監理技術者が満たしているかどうかを確認できるようにするために、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」（平成28年6月1日より監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合）を常に携帯することを義務づけられています。

●監理技術者資格者等の雇用関係

主任技術者、監理技術者は、受注口数の増加を目的としたペーパーカンパニー等の不良不適格業者を排除し、適正な施工を確保するため、工事を請け負った企業と直接かつ恒常的な雇用関係にある者としています。したがって、在籍出向者、派遣社員（一つの工事の期間のみの短期雇用）等を主任技術者、監理技術者として現場に配置することはできません。

直接的な雇用関係とは、監理技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。したがって、在籍出向者、派遣社員等については、直接的な雇用関係にあるとはいえません。

また、行橋市では、競争入札に付す場合は入札日、随意契約による場合については見積書の提出があった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある監理技術者等を恒常的な雇用関係にあるものとします。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更の伴う建設業者の変更があった場合には、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係がある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあったものとみなします。

●技術者の現場専任制度（法第26条第3項）

公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものについては、当該工事に置く主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。専任とは、「他の工事現場の技術者との兼任を認めないこと」を意味し、専任の主任技術者又は監理技術者は、常時継続的に当該工事現場に置かれていなければなりません。

工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場が稼働中であるときは、原則として主任技術者又は監理技術者に当該工事現場への専任を求める制度で、元請、下請にかかわらず適用されます。

（補足）公共性のある工作物に関する重要な工事とは、以下のものを指し、個人住宅を除いてほとんどの工事が対象となっています。

- 1) 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
- 2) 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する工事
- 3) 学校、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興業場、ダンスホール、旅館業法第2条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、鉄塔、火葬場、と畜場、ゴミ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法

第2条第4項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設又は電気事業法第12条第1項に規定する第一種電気事業者がその事業の用に供する施設に関する工事

【専任の基本的な考え方】

(1) 主任技術者及び監理技術者の専任配置を必ずしも要しない期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者については、基本的に契約工期をもって主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間とされていますが、次のような期間については、その期間が手続上明確になっている場合に限り、必ずしも専任を要しません。

※手続上明確になっている場合とは、**発注者と元請け業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により期間を明確にしていることです。**

- 1) 請負契約締結後現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- 2) 工事完成検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- 3) 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
- 4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができます。

専任を要しない期間においては、他の工事の兼任は可能ですが専任はできません。また、当該工事の技術者として専任になっていることから、工事の工程を考慮すると他の工事を兼任するとしても1箇所が妥当と考えます。

担当課は元請け業者より兼任の要請があった場合、これらのことを踏まえて対応を図ること。入札案件の工事については、契約検査課に協議を行う必要があります。

(2) 下請工事における専任の必要な期間

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事の施工期間とされています。

(3) 密接な関係のある二以上の工事

密接な関係のある二以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます（法施行令第27条第2項）。しかし、監理技術者についてはこの規定は適用されず、それぞれについて専任でなければなりません。

密接な関係のある工事とは、下記の工事となります。

- ・同一場所又は近接した場所・・・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
- ・近接した場所の要件緩和・・・施工にあたり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10km程度であること。

ただし、発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であるため、当該技術者が当該複数の工事全体を管理することができます。この場合、法第3条第1項（一般建設業と特定建設業の区分）、法第26条第1項及び第2項（主任技術者と監理技術者の区分）等の規定については、これら複数の工事を一つの工事として適用されます。

(4) 共同企業体における技術者等の設置

共同企業体が公共工事を施工する場合の技術者の設置については、当該共同企業体が共同施工方式である場合は、請負工事に係る下請契約の総額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上となるときには、特定建設業者の許可を有する構成員 1 社以上が監理技術者を専任で設置しなければなりません。また、当該共同企業体が分担施工方式である場合には、分担工事に係る下請契約の額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する構成員（特定建設業者であることが必要です。）が監理技術者を専任で設置しなければなりません。

なお、いずれの場合も、その他の構成員については、国家資格を有する主任技術者（工事の内容や規模、難易度によっては監理技術者の場合もあります。）をそれぞれ当該工事現場に専任で設置しておかなければなりません。

(5) フレックス工期の取扱いについて

フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とし、契約締結の日から工事開始日までの期間は技術者を設置することを要しません。

③専門技術者（法第 26 条の 2）

(1) 一式工事の施工

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の内容である他の建設工事（例 住宅建築工事を施工する場合の屋根工事や電気工事等の一式工事の内容となる専門工事）を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。設置できない場合は、専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。（法第 26 条の 2 第 1 項）

(2) 附帯工事の施工

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（建築物の電気配線の改修に伴い、必要が生じた内装仕上げ工事等）を自ら施工しようとするときは、当該工事の専門技術者を置かなければなりません。それができない場合には、建設業者は当該附帯工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。（法第 26 条の 2 第 2 項）

3. 現場代理人

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人です。職務の内容は異なりますが、当該工事においては主任技術者又は監理技術者を兼ねることができます。

4. 技術者の設置に関する行橋市の方針

行橋市では、技術者設置に関して、上記に掲げるとおりにその運用を図ります。これらのほか、行橋市が発注機関として掲げる技術者制度の運用に関する方針及び注意点については、以下に示すとおりです。

(1) 営業所専任技術者と工事現場における技術者（取扱要領第 2 条）

営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所と

工事現場との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の現場代理人及び専任を要しない主任技術者となることができます。

(2) 技術者の配置について（取扱要領第3条）

行橋市では、技術者の配置については、競争入札に付す場合は入札日、随意契約による場合については見積書の提出があった日に主任（監理）技術者選任通知書（別紙1）を提出し、その選任通知書に記入した技術者を主任（監理）技術者として配置することとします。ただし、競争入札の場合で選任通知書の提出日に別段の定めがあるときは、前段の規定にかかわらず指定された日時を提出期限とします。

配置予定技術者の選任は、各建設業者が自社の技術者保有状況や配置状況から判断して、適切かつ誠実に行われるべきものであり、入札時に選任通知書にて届け出た技術者以外の者を落札決定後に発注者に申し出ることは、配置予定技術者の選定が適切に行われたとは言い難く、発注者に対する誠実さに欠けるものであると判断されます。

配置予定とした技術者以外の技術者の配置を認めざるを得ない事情があると判断される場合（この基準は、後述する技術者の途中交代を認める場合の判断基準と同様とします。）には、あらためて当該配置予定技術者以外の技術者について資格審査を行った上で、配置予定以外の技術者の配置を認めることもありますが、当該資格審査の結果、法令等で求められる資格を有していない等の場合には、契約を解除するほか指名停止等の措置を行う場合もあります。

(3) 技術者の所属確認について（取扱要領第4条）

前述のとおり、建設工事の現場に設置される主任技術者及び監理技術者は、当該工事を請け負うこととなった建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。

行橋市では、技術者と建設業者の雇用関係について確認するために、主任（監理）技術者選任通知書に健康保険証の写し等雇用関係が確認できる書類を添付して提出することとします。

(4) 現場代理人の配置について（取扱要領第5条）

現場代理人は受任者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場の常駐が義務づけられています。（公共工事標準請負契約約款第10条第2項）

しかしながら、通信手段が発達した現在においては、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡を取ることが容易になっていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請に配慮し、発注者が一定の要件を満たすと認めた場合には、例外的に常駐を要しないことができるとされ、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定が追加されました。（公共工事標準請負契約約款第10条第3項）

※一定の要件とは、工事現場における運営、取締り及び現場代理人の権限の行使に支障が無く、発注者との連絡体制が確保される場合、**発注者の判断**によりなされるものです。

尚、現場代理人の常駐義務の緩和により、技術者等の専任義務が緩和されるものではありません。

現場代理人の配置については、法令等で専任配置である旨の規定がなされてはいますが、行橋市建設工事請負契約書第10条第2項にあるとおり、現場代理人は、工事現場に常駐し、受注者の代理人として多岐にわたる職務を行う必要があり、発注者との意思の疎通を確実にすることができる者であることが求められるため専任の者とし、建設業者との雇用関係について確認するために、現場代理人選任通知書に健康保険証の写し等雇用関係

が確認できる書類を添付して提出することとします。

行橋市においては、常駐義務の緩和について現場代理人の取り扱い運用を下記のように定めます。

1. 「運用の1 工期内の現場代理人の常駐について」

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は契約工期が基本になるが、たとえ契約工期中であっても、次の①から⑤のいずれかを満たす期間については工事現場の常駐を要しないものとします。

- ① 請負契約締結後、現場事務所の設置・資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまで等の現場施工に着手するまでの期間。
- ② 工事用地等の確保の未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができる。
- ④ 工事現場において、作業等が行われていない期間。なお、発注者との連絡体制や安全管理が確保されていること。
- ⑤ 工事完了検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

ただし、上記のいずれの場合も発注者と元請け業者の間で、これらの期間が設計書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

2. 「運用の2 簡易な工事の現場代理人の常駐について」

200万円以下の随意契約による工事は簡易な工事とみなし、工事現場の常駐を要しないものとします。

3. 「運用の3 密接な関係のある二以上の工事の現場代理人の兼務について」

現場代理人は、密接な関係のある二以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、兼務できるものとする。

また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結する場合に限る）、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。・・・（関連工事等）

※現場代理人と主任技術者が重複する場合は、技術者による「密接な関係のある工事」を適用する。ただし、主任技術者が監理技術者の場合は適用されない。

(5) 技術者の途中交代について（取扱要領第6条）

建設工事の施工途中における技術者の交代は、前述のとおり望ましくありませんが、次のいずれかに該当する場合は認めることができます。

- 1) 死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等（真にやむを得ない場合に限る。）により交代が必要と認められるとき
- 2) 受注者の責によらない理由による長期の工事中止又は大幅な工事内容の変更が発生し、工期が延長されたとき
- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する時点
- 4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合も、発注者と発注者から直接工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における

技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

また、上記の基準により途中交代を認める際の対応は、以下のとおりとします。

- ・技術者の資格については、前任の技術者が有する者と同等以上とする。
- ・技術者の資格取得後の経験年数については、前任技術者と同等以上又は5年以上とする。
- ・交代に際し、引き継ぎに必要な期間は、新旧技術者の重複配置を求め、業務を継続的に遂行できるようにする。
- ・引継期間は、工期1年以内の場合は7日間程度、1～2年以内の場合は14日程度、それ以上の場合は1ヶ月程度を目安とする。
- ・原則として、同一年度内には技術者の再変更は認めません。

※入札案件については契約検査課に合議を行う必要があります。

(6) 通知書の提出について（取扱要領第7条）

現場代理人・主任（監理）技術者は、契約金額の大小に関係なく建設業法に則って設置しなければなりません。行橋市では、「主任（監理）技術者選任通知書」、「現場代理人選任通知書」については、予定価格が200万円を超える建設工事において提出するものとします。